

# 国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案 概要

## 趣 旨

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対する弔慰金の支給について必要な事項を定める。

## 定 義

- 国外犯罪行為：日本国外で行われた人の生命・身体を害する故意の犯罪行為
- 国外犯罪被害者：国外犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（国外の永住者を除く。）

## 支給の対象

- 国外犯罪被害者の遺族<sup>※</sup>で第一順位遺族に該当する者に弔慰金（100万円）を支給  
※ 日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。
- 次の場合には弔慰金を支給しないことができる。
  - ① 国外犯罪被害者と加害者に親族関係があるとき。
  - ② 国外犯罪被害者が、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命・身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。
  - ③ 国外犯罪被害者が国外犯罪行為を誘発したときその他その責めに帰すべき行為があったとき。
  - ④ その他弔慰金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

## 支給手続等

- 弔慰金の支給を受けようとする者は、都道府県公安委員会に申請し（日本国内に住所を有しない者は領事官経由可）、その裁定を受けなければならない。
- 弔慰金の支給を受けようとする者は、申請に関し必要な援助を求めることができる（国内：都道府県公安委員会、国外：領事官）。
- 都道府県公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に報告等を求めるとともに、外務省その他の公務所・公私の団体に協力要求可
- 外務大臣は、国外犯罪被害者等に関する情報を得たときは、できる限り速やかに国家公安委員会に提供

## 施行期日等

- 公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行し、施行の日以後の国外犯罪行為による死亡について適用
- 法律の施行状況等を勘案し、国外犯罪行為により重度障害が残った者への給付の在り方について検討